

令和8年度千葉県太陽光発電事業者公共用充電設備設置促進補助金 Q&A

令和8年5月1日時点

1 申請期間等について

	質問	回答
1	申請受付期間はいつまでか。	申請受付期間は令和8年12月24日までになります。
2	申請はどのタイミングで行えばいいか。	契約（発注含む）・着工前に「交付申請書」を提出してください。 申請の流れの詳細については、実施要領4ページを参照してください。
3	申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるのか。	申請受付期間内であっても、予算が無くなり次第受付終了となります。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。
4	補助事業は来年度も実施するのか。	来年度については、現在のところ未定となっております。

2 補助対象者について

	質問	回答
1	補助対象者である「太陽光発電設置事業者」とは、どのような事業者を指すか。	出力50kW以上の太陽光発電設備を設置している法人（公共法人を除く）又は個人事業主を指します。
2	除外される「公共法人」とはどのような団体を指すか。	法人税法別表第1に定める公共法人で、例えば、地方公共団体、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人、国立大学法人等が該当します。
3	個人事業主はどのような者を指すか。	個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。
9	リース契約で設備を導入する場合、補助対象者はリース会社か設備の貸与先の事業者か。	リース会社が補助対象者となります。貸与先の事業者が太陽光発電設備設置事業者であることが要件になります。 また、貸与先の使用者（契約者）のリース料金に補助金相当の値下がり反映されている必要があります。

3 補助対象事業について

	質問	回答
1	経済産業省が行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（一般社団法人次世代自動車振興センター）と併用はできるのか。	経済産業省と県の補助要件をそれぞれ満たしていれば、併用可能です。経済産業省の補助制度の詳細については、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ（ https://www.cev-pc.or.jp/ ）をご覧ください。 また、同じ設備に対して、県の他の補助金との併用はできません。 リースの場合は、リース料金に補助金分の値下がりやを反映させなくてはならないので、見積りに反映させてください。
2	国の補助を受けていることが要件になるのか。	太陽光発電事業者公共用充電設備設置促進補助金については、国の補助を受けているかどうかは、要件になっていません。
3	交付申請要件に「太陽光発電設備からの電気を当該設備に設置した充電設備により充電できるようにすること」とあるが、導入する充電設備で充電する電気の全てを太陽光発電設備で発電した電気で賄う必要があるのか。	全ての電気を太陽光発電の電気で賄う必要はありませんが、太陽光発電設備からの電力供給を受けられるようにする必要があります。（災害時等に外部からの電力供給が絶たれた場合でも、太陽光発電設備からの電力供給により充電設備が利用できるようすることを想定しています。）
4	交付申請要件に「他のサービスの利用または物品の購入を充電設備利用の条件としない」とあるが、太陽光発電設備におけるサービスや物品とは何を指しているのか。	太陽光発電設備のみを設置している場合においては他のサービスの利用等を想定していませんが、ショッピングモールやドラッグストア等において太陽光発電設備を設置され、本補助金を活用される場合、当該店舗で販売する商品の購入やサービスの利用等を充電設備利用の条件としないことを指します。
5	設置工事費は補助対象となるのか。	設置工事費は補助対象にはなりません。
6	設備を更新する場合は対象となるか。	老朽化した設備を更新する場合も補助対象となりますが、設置する設備は新品であること、補助金交付申請要件を満たすことが必要です。
7	蓄電池のみ設置する場合は対象となるか。	実施要領P1の表2の補助金交付申請要件を満たす充電設備に使用するものであれば、補助対象となります。
8	既に設置した設備は対象にはならないのか。	対象になりません。補助対象事業の工事着手前（契約・発注等をしていない状態）であることが必要です。

4 補助上限額について

	質問	回答
1	複数の対象設備の導入を考えているが、その場合の補助上限はどうか。	充電設備、蓄電池に係る補助額は1設備あたり機器購入費の10分の1以内で、補助上限額が50万円です。例えば、対象機器を4台導入するとして、全ての機器が上限一杯まで補助される場合、50万円×4台＝200万円になります。
2	1事業者あたりの交付上限額はあるか。	1設備あたりの上限額はありますが、導入台数や導入基数の上限はありません。

5 補助額等について

	質問	回答
1	出精値引きや調整値引きなど、内訳が明確でない値引きがある場合、どのように申請額を計算すればよいか。	対象経費は機器購入費であるため、本体及び機器を構成するために必要な付属品からの値引き額を差し引いてください。

6 申請書類について

	質問	回答
1	今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。	事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。
2	補助対象事業者であることを証する書類とは何を提出すればよいか。	申請者（リース事業者の場合は貸与先）が出力50kW以上の太陽光発電設備を設置していることを確認できる書類の写しをご提出ください。具体的には、電気事業法に基づく使用前自己確認届出書の写し（届出先の受領印があるもの）、又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定通知書の写しが挙げられますが、これらの書類がない場合には、電力会社との系統連系申請書協議書や使用前安全管理審査結果の通知書等の写しなどをご提出ください。

3	納税証明書は何を提出すればよいか。	<p>県税に滞納がないことを確認する必要があるため、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） ・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） <p>※県税事務所へ提出する「交付請求書」の「証明事項」の欄の「県税に未納がないこと」の項目内の「特定の税目」の括弧内にそれぞれ法人県民税、法人事業税又は個人事業税と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p>
4	納税証明書はどこで取得すればよいか。	<p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>
5	割賦契約等による場合、実績報告時に決算証拠書類としてどのような書類を提出すればよいか。	<p>領収書等に代わり、全額支払いの手続きが完了していることを証する書類（当該支払い方式を合意したことが明記されており、申請者が契約者となっている契約書等）を添付してください。</p> <p>なお、別途提出いただくこととなっている契約書の中に上述の記載が明記されている場合は、契約書のみの提出で結構です。</p>
6	見積書について、代表者印等の押印は必要か。	<p>第1号様式（申請書）に記載のとおり、代表者印等が押印されている見積書の写しをご提出ください（押印された見積書原本の提出は不要です）。</p>
7	原本の提出が必要となる書類はあるか。	<p>ありません。全ての書類について、電子データまたは写しでの提出が可能です。</p> <p>見積書や登記事項証明書などの原本の提出を妨げるものではありませんが、提出された書類は返却いたしません。</p>
8	交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。	<p>法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。</p>

7 申請回数等について

	質問	回答
1	複数の設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。	申請回数に制限はありませんので、その都度、申請してかまいません。まとめて申請することも可能です（但し、1の間3のQ&Aのとおり予算上限があることに御留意ください。）。

8 太陽光発電設備の要件について

	質問	回答
1	太陽光発電設備の要件はあるか。	定置型の太陽光発電設備として設置済みであり、本補助金の交付申請時において発電を開始しているものであり、電力系統連系がされている、又は事業所等において使用される電気系統に接続されていること、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備としての出力が50kW以上であることが必要です。

9 事業スケジュールについて

	質問	回答
1	実績報告書の提出期限はいつか。	交付決定後、工事完了及び支払い完了したときに提出する実績報告書の最終提出期限は令和9年3月5日までになります。工事完了かつ支払い完了後は、最終提出期限前にかかわらず、速やかに（概ね30日以内）提出してください。